

第2回嬉野市議会臨時会議案

平成27年4月17日提出

嬉 野 市

議案番号	提出年月日	議案名	頁
45	平成27年4月17日	専決処分（第2号）の承認を求めることについて（嬉野市税条例等の一部を改正する条例）	1
46	〃	専決処分（第3号）の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	9
47	〃	専決処分（第4号）の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	12
48	〃	嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例について	15
49	〃	平成27年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）	別冊

議案第45号

専決処分（第2号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年4月17日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、平成27年4月1日から施行する必要があった。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市税条例等（平成18年嬉野市条例第51号及び平成26年嬉野市条例第25号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市条例第23号

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

(嬉野市税条例の一部改正)

第1条 嬉野市税条例(平成18年嬉野市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第31条第2項の表第1号ホ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。
第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の10」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法規則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、

地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。
- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成2

5年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）及び第13条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円

	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用をうけるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（嬉野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 第2条 嬉野市税条例等の一部を改正する条例（平成26年嬉野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中嬉野市税条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第5号中「第52条第1項及び」を「第52条第1項、第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）及び第3号並びに」に、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条第1項中「第82条」を「第82条第2号ア（3,600円に係る部分を除く。）」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 新条例第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）

及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第6条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中嬉野市税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の嬉野市税条例（以下「新条例」という。）に規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前

を開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

議案第46号

専決処分（第3号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年4月17日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、平成27年4月1日から施行する必要があった。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市条例第24号

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第23条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の嬉野市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第47号

専決処分（第4号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年4月17日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、平成27年4月1日から施行する必要があった。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市国民健康保険条例（平成18年嬉野市条例第105号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市条例第25号

嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険条例（平成18年嬉野市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「往診の給付」を「往診又は歯科訪問診療の給付」に、「往診」を「往診又は歯科訪問診療」に、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」（平成6年3月厚生省告示第54号）を「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）に、「往診料」を「歯科訪問診療料」に、「注3」を「注8」に、「法第42条第1項」を「第1項」に改める。

第8条第1項中「法第72条の4」を「法第72条の5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の嬉野市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の一部負担金及び保健事業について適用し、平成26年度分までの一部負担金及び保健事業については、なお従前の例による。

議案第48号

嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例について

嬉野市営キャンプ場条例（平成22年嬉野市条例第32号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年4月17日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 新たな使用料を徴収するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例

嬉野市営キャンプ場条例（平成22年嬉野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

使用料

区分	種別		単位	使用料	
広川原 キャンプ場	バンガロー	5人用	1棟につき	2,100円	1,050円
		10人用	1棟につき	4,200円	2,100円
		30人用	1棟につき	10,710円	5,355円
		50人用	1棟につき	17,850円	8,925円
	コテージ	6人用（宿泊は、1棟につき	1棟につき	18,000円（1人増	9,000円
		10人までとする。）			
		冷暖房設備		1時間につき	100円
		オートキャンプサイト		1区画につき	3,000円 1,500円
	テント	5人用		1張につき	530円 265円
		10人用		1張につき	1,050円 525円
	持込みテント		1張につき	320円 160円	
	シャワー		3分につき	100円	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の嬉野市営キャンプ場条例の規定は、平成27年度分の使用料から適用する。